

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 66 市場価格のない種類株式の評価における実質価額の算定に

ついて

通常、市場価格のない普通株式については、1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額を実質価額とします。

しかし、上記方法は普通株式を念頭においた取扱いであるため、種類株式の実質価額の算定については、普通株式と異なる考慮が必要です。

まず、市場価格のない種類株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式については、債券と同様に取り扱うことが適当とされています。

次に、債券と同様の性格を持つと考えられるもの以外については、原則として以下で説明する方法により実質価額を算定し、減損処理の要否を検討することとなります。

1. 評価モデルが利用可能な場合、割引将来キャッシュ・フロー法やオプション価格モデルなどを利用した評価モデルにより実質価額を算定する。
2. 評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難な場合、1株当たりの純資産額を基礎とする方法、または優先的な残余財産分配請求権を基礎とする方法などにより算定する。

以下、市場価格のない優先株式を例に実質価額の算定方法を説明します。

優先内容：

普通株式よりも優先的に、利益配当請求権と残余財産分配請求権が付与されている。

取得請求：

普通株式への転換請求権は付与されていない。

○ 実質価額の算定方法の検討

まず、当該優先株式は債券とは性格が異なるため、債券と同様に取り扱うことは適切ではありません。

また、普通株式への転換請求権は付与されていないため、普通株式の市場価格とは関連性がなく、評価モデルにより実質価額を算定することや普通株式相当数により 1 株当たりの純資産額を算定し実質価額を算定することも適切ではありません。

この場合、当該株式は優先的に残余財産分配請求権が付与されているため、残余財産分配請求額を基礎とする方法により実質価額を算定することが考えられます。

○ 実質価額の算定

資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した発行会社の純資産額が、優先的な残余財産分配請求権総額を下回っている場合には、当該純資産額（当該純資産額が、優先的な残余財産分配請求権総額を上回っている場合には、当該残余財産分配請求権総額に配当可能限度額のうち種類株式相当分を加えた金額）を、当該種類株式数で除した 1 株当たりの純資産額に、所有する当該種類株式数を乗じて実質価額を算定します。

参考：

実務対応報告第 10 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」Q3

(2014/8/25 号より)